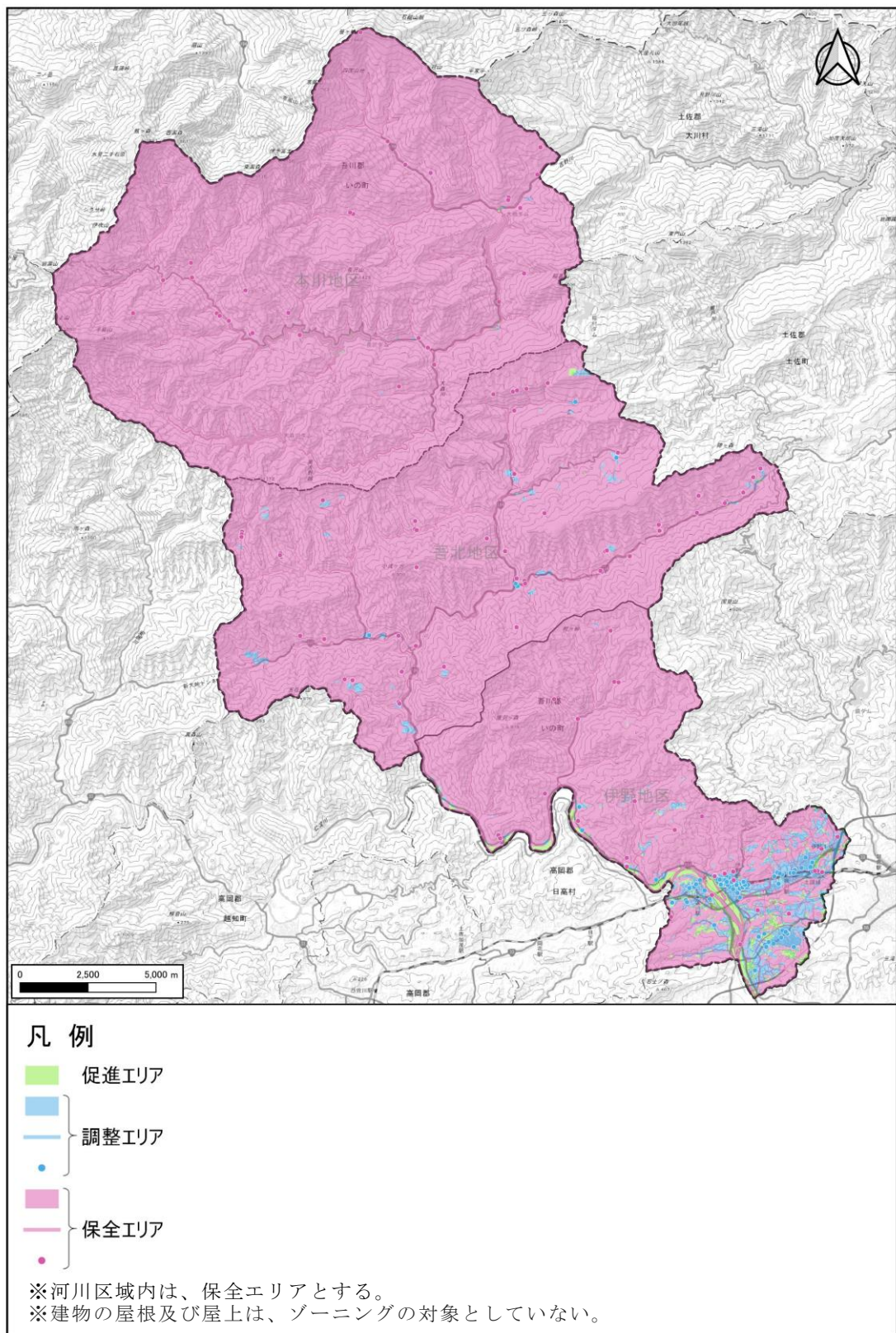




地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工して使用

図 4.5-2(1) 太陽光ゾーニングマップ (いの町全体)

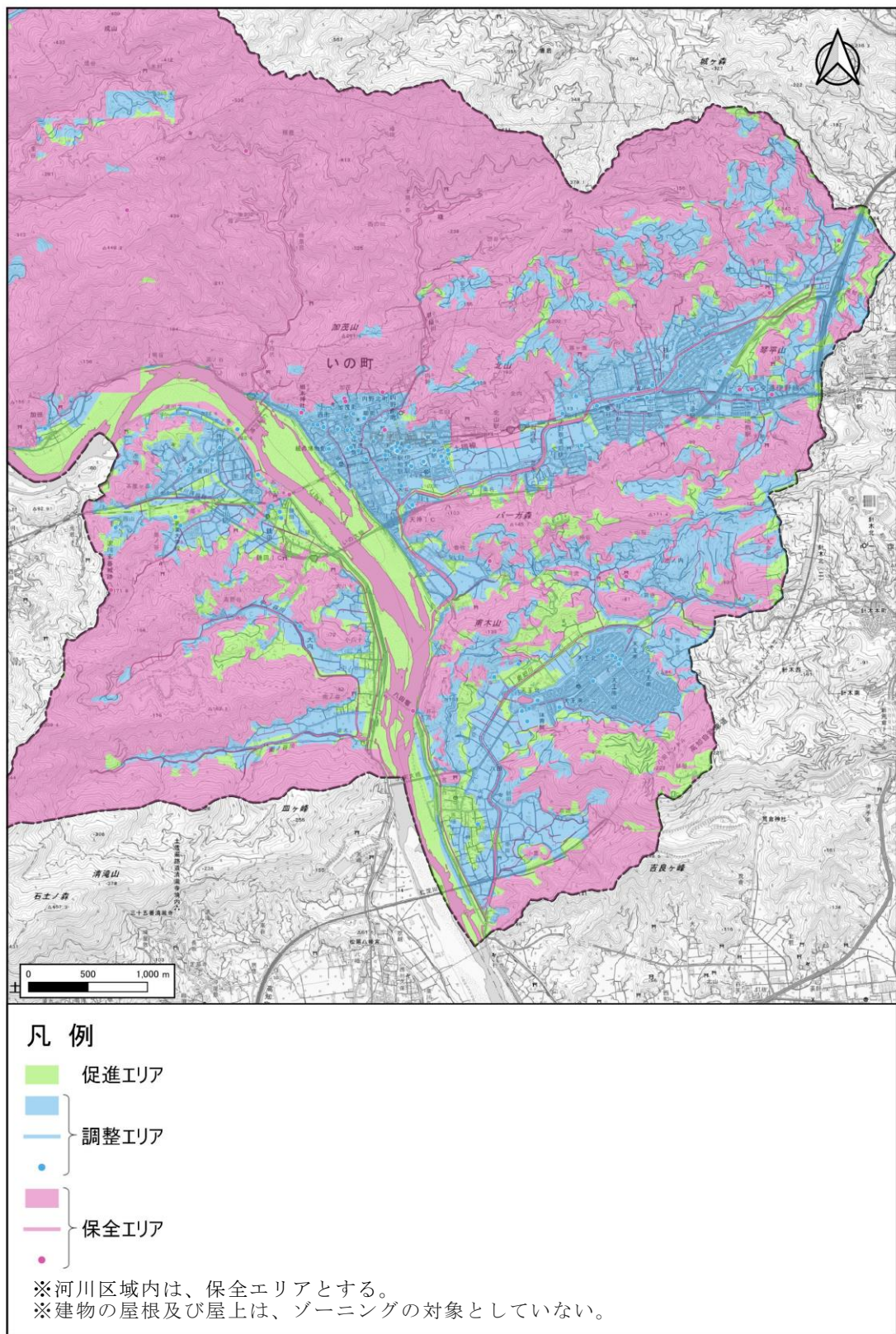


図 4.5-2(2) 太陽光ゾーニングマップ（伊野地区拡大）

太陽光発電

太陽光発電の導入により懸念される事項を以下に、それらに対する配慮事項を表 4.6-1(1)～(2)に示す。

○懸念される事項

- ・ パワーコンディショナ等から発生する騒音が問題となる可能性がある。
- ・ 太陽光パネルによる反射光が問題となる可能性がある。
- ・ 降雨時に濁水が事業区域外に流出し、農地や住宅地等に流れ込む可能性や河川等に排水するなど、水の濁りが問題となる可能性がある。
- ・ 事業実施に伴い改変が予定される区域やその周辺に、希少種などの重要な動植物が生息・生育している場合、それらの動植物に対して影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 太陽光発電施設の建設によって、町内の展望台や身近な眺望点からの景観に影響を及ぼす恐れがある。
- ・ 太陽光発電施設の建設によって、人と自然との触れあいの場が消失・縮小したり、快適性や利用性に影響を及ぼす可能性がある。

表 4.6-1(1) 太陽光発電に係る環境配慮事項

項目	配慮事項
騒音	パワーコンディショナ等をコンテナに収納するなど、囲いや住宅等との境界部に防音効果のある壁を設置したり、騒音の影響が比較的小さい機器を選ぶ等の対策を検討すること。 事業計画を具体化する段階では、周辺の住居や環境配慮施設（学校、病院、福祉施設）等の詳細を調査したうえで、騒音の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた環境保全措置を検討すること。 また、地域住民などの関係者に対する説明を行い、合意形成を図ること。
反射光	事業区域の周辺に住宅、学校、病院、国道等（以下、「住宅等」という。）の施設があり、反射光による影響が懸念される場合は、シミュレーションを実施して影響の程度を確かめ、関係者（住民や該当施設の管理者等）に説明できるようにしておくことが望ましい。 住宅等への影響が懸念される場合は、設備の向きを調整する、可能な場合は配置を調整するなどして、影響の軽減を検討すること。 反射光を散乱させることにより 1 か所への反射を抑制するようガラス面を加工した防眩仕様のパネルが提供されており、反射光による影響が特に懸念される場合は、防眩性能の高い設備の採用を検討すること。
水の濁り	隣接して農地や住宅地等が立地する場合、工事中を含めて、事業区域からの排水が流れ込むことのないように、排水計画を検討すること。 排水先の下流に、漁業権が設定されていたり、利水が行われていたりする場合においても、「水の濁り」が問題となることに留意すること。 工事計画を検討する際に、地域の気象や地形・地質等についても考慮し、濁水の発生を低減するよう配慮すること。 大雨による影響が懸念される場合は造成工事の実施を避ける、地形や地質等を踏まえた適切な工法を採用するなど、濁水の発生による影響を回避するための配慮をすること。

表 4.6-1(2) 太陽光発電に係る環境配慮事項

項目	配慮事項
動植物の重要な種、注目すべき生息地	事業区域が森林や草地などの造成されていない土地や水面の場合は、重要な動植物の保全に配慮すること。 事業計画を具体化する段階では、有識者へのヒアリングや現地調査を実施したうえで、事業による影響の程度を予測・評価し、影響を回避・低減できるような環境保全措置を検討すること。特に重要な生態系については情報が不足している場合、ヒアリング等による情報収集すること。 事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、工事業者等にも周知の上、樹木の伐採・土地の造成等の工事中や施設の稼働中において、それらの場所に立ち入ったり、土砂が流入することがないように対策を講ずる必要があり、谷の上流部などの湧水がみられるような場所では、事業実施区域からそれらの場所へ土砂が流入しないよう注意すること。 事業の実施に伴い植栽等を行う場合は、立地場所周辺の自然環境の状況を踏まえ、できる限りその地域の在来種を採用し、安易に外来種を用いることのないよう配慮すること。
景観	周辺景観との調和に配慮して、設備の高さを抑えたり、配置したりすること。 事業区域が眺望の良い場所に隣接する場合や観光道路等に面している場合等においては、敷地境界から距離をとって設備を配置することや、できる限り見えないようにする、周辺部に森林がある場合は、これを残すことなどを検討すること。 また、地域住民などの関係者に対する説明を行い、合意形成を図ること。
人と自然との触れ合いの場	事業区域に隣接して、自然との触れ合いの活動の場となる施設等が存在する場合や、工事用車両の走行ルート周辺に遊歩道や自転車道等がある場合などは、工事の実施に際し、土ぼこり等や騒音・振動等により、それらの場の快適性・利用性に影響を及ぼさないよう、配慮すること。 それらの場において自然と触れ合うイベント等が開催される時期と工事期間が重複しないよう検討すること。